

宅地内等給水管漏水修繕工事に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寒河江市水道給水条例(昭和37年市条例第12号。以下「条例」という。)第8条第2項に基づき、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者たる市長」という。)が、給水装置所有者(以下「所有者」という。)に替わり実施する宅地内等給水管漏水修繕工事(以下「修繕工事」という。)について必要な事項を定め、有収率の向上及び水資源の有効活用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例のほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 漏水 給水装置の漏水をいう。
- (2) 支障物件 建物、工作物、樹木、埋設物等で、工事に支障のある物件をいう。
- (3) 特殊舗装 電熱線入り舗装及びこれらに類似する舗装で、一般的なアスファルト舗装、コンクリート舗装及びブロック舗装以外の舗装をいう。

(修繕工事の範囲)

第3条 修繕工事の範囲は、官民境界より水道メーターまでの範囲とする。ただし、受水槽を設置している場合や建物内に水道メーターがあるなど特殊な場合は、第一止水栓までとする。

(修繕工事の内容)

第4条 修繕工事の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 修繕工事は、漏水部分のみの工事とする。
- (2) 修繕工事は、同口径での工事とする。
- (3) 修繕工事の復旧は、取り壊した部分のみの修復とする。
- (4) 修繕工事の仕様は、寒河江市給水装置工事設計施工基準に基づくものとする。
- (5) メーターが官民境界又は私道等との境界から延長がある箇所に設置されている場合又は検針の困難な箇所に設置されている場合は、官民境界又は私道等との境界の直近に移設する。
- (6) 宅地内に障害物があるときで、同一経路に布設することが困難な場合は、配水管への取付口、布設の位置又はメーターの設置箇所を変更することができる。

(修繕工事の回数)

第5条 修繕工事の回数は、一給水装置につき一回を原則として実施する。

(修繕工事費の負担)

第6条 修繕工事に係る費用は、管理者たる市長の負担とする。ただし、次の各号に係る費用は、管理者たる市長の負担としない。

- (1) 修繕工事範囲における、支障物件の移設及び復旧工事。
- (2) 漏水への起因が、所有者又は使用者の過失による破損が明らかな場合の工事。

- (3) 修繕工事範囲における、その他の特別な事案が発生した場合の工事。
(修繕工事の申込み)

第7条 修繕工事の申込みは、次の各号のとおりとする。

- (1) 修繕工事の実施確認は、宅地内等給水管漏水修繕工事申込み兼承諾書(様式1)により所有者からの申込みと承諾を得てから行うものとする。
- (2) 宅地内等給水管漏水修繕工事申込み兼承諾書は、原本を工務給水係が保有し、写しを所有者が保有するものとする。

(修繕工事の条件)

第8条 修繕工事は、次の各号に該当する場合は行わない。

- (1) 漏水への起因が、所有者又は使用者の過失による破損が明らかな場合
- (2) 給水装置の使用者に水道料金の滞納がある場合
- (3) 前条に定める承諾が得られない場合
- (4) その他、所有者又は使用者等が解決すべき特別な事案が発生した場合

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。